

令和7年度みやぎ水災・地震保険スタートアップ補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、大規模災害被災時における県民の円滑かつ速やかな住居の再建等に寄与し、もって地域コミュニティの維持及び再生に資するため、水災保険・地震保険等の新規加入者等が負担する経費の一部について、予算の範囲内で、みやぎ水災・地震保険スタートアップ補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号（以下「規則」という。））に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水災保険等

居住用家屋（以下「住家」という。）若しくは生活用動産（以下「家財」という。）又はその両方を対象とし、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ及び落石等の水災を原因とする損壊等による損害を補償する保険契約又は共済契約をいう。

(2) 地震保険等

住家若しくは家財又はその両方を対象とし、地震、噴火又はこれらによる津波を原因とする損壊等による損害を補償する保険契約又は共済契約をいう。

(3) 補助対象世帯

次に掲げる要件を全て満たす補助金の交付対象となる世帯をいう。

イ 令和6年4月1日以降において、申請原因となる保険等に新規加入した世帯であること。

（変更契約によって別表の補助要件を満たした場合は、変更契約年月日が令和6年4月1日以降であること。）

ロ 申請原因となる保険等で、水災又は地震補償に新規加入した世帯であること。

ハ 申請日において、申請原因となる保険等の契約を解除していない世帯であること。

ニ 宮城県内に存在し、かつ、申請者の居住を目的とする住家（家財保険の場合は家財を含む）を対象とする保険等に参加した世帯であること。

ホ これまで当該補助金及び水災・地震保険等トライアル補助金の交付を受けた世帯ではないこと。

ただし、当該交付にかかる申請日時点において未加入であった水災又は地震補償に新規加入した場合はこの限りでない。

(4) 申請者

補助対象世帯の保険の加入者であり、補助金の交付を申請する者をいう。

(交付対象等)

第3 補助金の交付対象となる水災保険等及び地震保険等（以下「保険等」という。）、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第1項第4号に規

定する暴力団員等は、補助金の交付対象としない。

（交付の申請及び実績報告）

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書及び第12条第1項の規定による補助事業実績報告書は別記様式第1号によるものとし、別に定める日までに復興・危機管理部復興支援・伝承課に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書及び補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、「申請原因となる保険等の契約内容を証明する書類（契約証書等）の写し」とする。

ただし、変更契約によって補助要件を満たす場合には、新旧の当該保険等に係る契約内容を証明する書類（契約証書等）の写しを添付するものとする。

3 みやぎ電子申請サービスを使用する方法により行われた交付の申請及び実績報告については、前2項に規定する方法により行われたものとみなす。

（補助金の交付方法）

第5 規則第4条第1項及び第13条第1項の規定による通知は別記様式第2号によるものとする。

2 補助金は、前項の通知後、交付するものとする。

（補助金の経理等）

第6 交付決定を受けた申請者は、補助金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を交付決定日から5年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し）

第7 知事は、補助金の交付決定後に、下記に該当することが判明した場合は、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。既に補助金が支払われている場合は、交付決定を受けた申請者は取消しに係る補助金を速やかに返還しなければならない。

イ 申請内容に虚偽が認められたときその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

ロ 補助対象とした保険等を契約日から1年未満に契約解除又は補助要件を満たさない契約内容に変更したとき。

ただし、自然災害等により保険等の対象となる居住用家屋等が滅失した場合や生業の都合における転居等のやむを得ない理由による契約解除及び契約変更を除く。

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

別表

区分	以下の全てを満たす保険等※2	補助対象経費	補助率	補助金額
1 住家に 係る 保険等 (水災)	(1) 契約日が令和6年4月1日以降であること (2) 保険等の有効期間が1年以上であること (3) 水災に係る保険(共済)金額※1が200万円以上であること	水災に係る 保険(共済) 掛金のうち 1年分に相当 する金額※3	1/2	上限 5,000円
2 家財に 係る 保険等 (水災)	(1) 契約日が令和6年4月1日以降であること (2) 保険等の有効期間が1年以上であること (3) 水災に係る保険(共済)金額※1が50万円以上であること	水災に係る 保険(共済) 掛金のうち 1年分に相当 する金額※3	1/2	上限 1,000円
3 住家に 係る 保険等 (地震)	(1) 契約日が令和6年4月1日以降であること (2) 保険等の有効期間が1年以上であること (3) 地震に係る保険(共済)金額※1が200万円以上であること	地震に係る 保険(共済) 掛金のうち 1年分に相当 する金額※4	1/2	上限 5,000円
4 家財に 係る 保険等 (地震)	(1) 契約日が令和6年4月1日以降であること (2) 保険等の有効期間が1年以上であること (3) 地震に係る保険(共済)金額※1が50万円以上であること	地震に係る 保険(共済) 掛金のうち 1年分に相当 する金額※4	1/2	上限 1,000円

※1 ここでは「保険(共済)金額」とは、保険(共済)契約において保険等の対象に対して設定する契約金額のことで、水災又は地震被害時における受領保険(共済)金の限度額をいう。

※2 各区分が一体となった保険等に係る補助金交付金額については、それぞれの区分に応じた補助金額を交付する。

※3 ここでは「水災に係る保険(共済)掛金」とは、「保険(共済)掛金」から「地震に係る保険(共済)掛金」を減じた額をいう。

※4 ここでは「地震に係る保険(共済)掛金」とは、原則として地震保険料控除の対象となる額をいう。